

給与支払報告書(総括表)

種 別	整理番号	指定番号
※	※	※

市町村長殿 平成 年 月 日提出

給与支払者の個人番号又は法人番号		右詰記載	提出区分	年 間 分 退 職 者 分
給与の支払期間	平成 年 月分から 月分まで		事業種目	
フリガナ			受給者総人員	人
給与支払者の名称又は氏名	㊦		報告人員	
フリガナ			特別徴収対象者(給与天引)	人
同上の所在地	〒		内 訳	退職者
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	㊦			
連絡者の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課 係 氏名 (電話 - -)内線		乙欄等	人
会計事務所等の名称及び電話番号			合 計	人

総括表に給与支払報告書(個人別明細書)2枚を添えて提出してください。

◎下記を参照してください。

給与支払報告書(総括表)記載要領

- この給与支払報告書(以下「支払報告書」という。)は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に支払報告書を提出してください。なお、休職者及び個人で確定申告される方の分も提出が必要です。
(イ)1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ)給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの(以下「退職者」という。) 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- 「提出区分」欄には、次により記載してください。
(イ)1月1日現在において給与の支払を受けている者について、1月1日から同月31日までに支払報告書を提出する場合(あわせて前年の退職者について支払報告書を提出する場合を含む。))には、「年間分」を○で囲んでください。
(ロ)退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を○で囲んでください。
- 「給与支払者の名称又は氏名」欄には、給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」の「特別徴収対象者(給与天引)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員のうち特別徴収する人の人数を記載してください。
- 「特別徴収」とは、事業者(給与支払者)の方が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。法第321条の4及び市町村の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は原則、特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととなっています。
- 「報告人員」の「普通徴収対象者(個人納付)退職者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する退職者の人員を記載してください。
- 「報告人員」の「普通徴収対象者(個人納付)乙欄等」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人のうち、乙欄等の理由で特別徴収ができません、普通徴収にする人員を記載してください。
- 「報告人員」の「合計」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員を記載してください。
- 「会計事務所等の名称及び電話番号」欄には、この報告書について関与した会計事務所等の名称及びその電話番号を記載してください。
- 前職分給与を合算している場合は、「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄に前職の事業所名と住所、給与支払額、社会保険料、源泉徴収額、退職日を記入してください。
- ※の欄は記載しないでください。

この報告書の提出期限は1月31日です。

- 1月31日が土曜日又は日曜日に該当する場合には、翌月曜日が提出期限となります。
- 毎年、提出期限の1月末は窓口が混み合います。お早めに提出いただきますようお願いいたします。